

和歌山県特別高圧受電事業者支援金（第7次）交付要綱

（趣旨）

第1 知事は、国の「強い経済」を実現する総合経済対策による支援の対象外である特別高圧を受電する事業所を県内に有する中小企業者を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、予算の範囲内で特別高圧受電事業者支援金（第7次）（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第5号までに規定する中小企業者をいう。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者を除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (2) この要綱において「特別高圧電力」とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第2条第1項第3号に規定する特別高圧をいう。
- (3) この要綱において「直接受電事業者」とは、県内の事業所において、自ら小売電気事業者と特別高圧電力受電契約を締結しその費用を負担している事業者をいう。
- (4) この要綱において「間接受電事業者」とは、小売電気事業者と特別高圧電力受電契約を締結する県内にある商業施設等（ただし、国又は法人税法別表第1若しくは第2に規定する法人が管理する施設を除く。）において特別高圧電力を利用し、その費用を負担している事業者をいう。

（交付対象者）

第3 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する中小企業者とする。

- (1) 直接受電事業者
- (2) 間接受電事業者

（宣誓事項）

第4 支援金の交付を受けようとする者は、次の(1)から(8)までのいずれにも宣誓しなければならない。

- (1) 提出する書類に虚偽がないこと。
- (2) 第3の交付対象者としての要件を満たしていること。
- (3) 第5の不交付要件に該当しないこと。
- (4) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であつ

ても、故意に虚偽の申請を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない支援金の交付を受け、又は受けようとするということをいう。)が発覚した場合には、第13の規定に従い支援金の返還を行うこと。

- (5) 県が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
- (6) 公益上特に必要があると認めるときには、第16の規定により情報を公表することに同意すること。
- (7) 事業継続の意思がある者であること。
- (8) (1)から(7)までに掲げるほか、この要綱の規定に従うこと。

(不交付要件)

第5 第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しない。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 拘禁刑（※）以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者（法人にあっては、その役員を含む。）
※刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法第13条に規定する禁錮を含む。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (4) 本支援金の交付を受けようとする事業所等に対する特別高圧電力に係る同様の支援を国又は地方公共団体から重複して受ける者
- (5) 発電事業を主たる事業として営む者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認め る者

(対象経費及び交付額)

第6 支援金の交付対象経費及び交付額は、次のとおりとする。ただし、支援金の交付額に、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

支援金の対象経費	支援金の交付額
交付対象者が県内の事業所等において特別高圧電力を使用し、その使用量に応じて費用を負担した令和8年1月分及び2月分の期間の電気料金	令和8年1月分及び2月分の電力使用量（1kWh当たり）に2.3円を乗じた額
交付対象者が県内の事業所等において特別高圧電力を使用し、その使用量に応じて費用を負担した令和8年3月分の電気料金	令和8年3月分の電力使用量（1kWh当たり）に0.8円を乗じた額

(支援金の交付の申請)

第7 支援金の交付を受けようとする者は、直接受電事業者及び間接受電事業者の別に応じ、別に定めるほか、次の各号に定める申請書類を知事に対して別に定める提出期限までに郵送により提出して申請しなければならない。

- (1) 和歌山県特別高圧受電事業者支援金（第7次）交付申請書（別記第1号様式又は別記第1号様式の2）
- (2) 宣誓書（別記第2号様式）
- (3) 電力使用量内訳書（別記第3号様式若しくは別記第3号様式の2又は別記第3号様式の3）
- (4) 振込口座の分かる通帳の写し（別記第4号様式）
- (5) 事業の実態が確認できる書類
- (6) 電気契約の内容が確認できる書類
- (7) 電力使用量が確認できる書類
- (8) 商業施設等への入居が確認できる書類（第3(2)に該当する者に限る。）
- (9) その他知事が必要と認める書類

(支援金の交付の決定)

第8 知事は、支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る支援金の交付が本要綱その他関係法令等で定めるところに違反しないかどうか、支援金の額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の交付の決定をし、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付の決定をすることができる。
- 3 知事は、交付の決定の後に申請者の責によらない事由により交付の決定の変更をする事由が生じたときは、再度の交付の決定をすることができる。

(実績報告及び額の確定)

第9 この支援金の実績報告は、規則第13条の規定にかかわらず、第7に規定する支援金の交付の申請により当該実績報告があつたものとみなす。

- 2 この支援金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、第8に規定する支援金の交付の決定により当該支援金の額の確定を行つたものとみなす。

(請求書の省略)

第10 この支援金の交付請求は、規則第16条の規定にかかわらず、第8に規定する支援金の交付の決定を申請者に通知した日に、申請者から請求書の提出があつたものとみなすことができる。

(立入検査等)

第11 知事は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付対象者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときはこれを提示しなければならない。

(交付の取消)

第12 知事は、交付対象者（法人にあっては、その役員を含む。）が第5に規定する支援金の不交付要件に該当することが判明したとき、又は支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第13 知事は、第8の3の規定により支援金の減額による再度の交付の決定をした場合、又は第12の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合には、交付対象者の当該減額又は取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、当該支援金の返還を命ぜるものとする。

(加算金)

第14 交付対象者は、第12の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消され、第13の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(交付の条件)

第15 交付対象者は、支援金の交付後においても申請書に添付した書類の原本等を支援金の交付を受けたのち5年間保管し、知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。

(申請内容の公表等)

第16 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、この要綱に基づく業務において取得した個人情報を国等の関係機関に提供し、又は申請者の名称、代表者名、支援金の内容等に関する情報を公表することができる。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月28日から施行する。